

消費者トラブルから身を守る

かしこい 消費者塾

悪質商法に
だまされない
ために



講師を無料で派遣します!



友人・知人を介して広がるマルチ商法や霊感商法に加えて、最近ではSNSなどのネットを介した通販トラブルや不当請求、副業、投資での被害事例が増えています。そこで、企業の社員や大学生などを主な対象とし、消費生活に必要な基礎知識や具体的な対応策を学ぶ「かしこい消費者塾」を実施します。

講座内容

消費者契約の基礎となる法律知識 民法・消費者契約法・特定商取引法

ネット社会の注意点やお金の基本ルール

消費者トラブルや悪質商法の事例と対策 ネット通販、不当請求、SNSを通じた契約トラブル、霊感商法

その他 ※講座内容については、希望により調整可能 ※標準的な講座内容には上記の例示内容を含んでいます

対象 県内の企業及び高等教育機関（大学・短大・専門学校）など

時間 原則として、平日の日中で1～2時間程度

講師 弁護士（金沢弁護士会消費者問題対策委員会）、司法書士、税理士
石川県消費生活支援センター職員 ※派遣する講師は1名です。当センター職員が随行します。

使用する教材 テキスト「消費生活ガイド」、消費者啓発用DVD等

申し込み方法 講師派遣を希望する方は裏面申込書にご記入の上、概ね1ヶ月前までにFAXまたは電子メールでお送りください。インターネットによる申し込み（電子申請）も可能です。※ご希望の日時は**第3希望まで**記入してください。日程調整の上、決定通知をお送りします。



問い合わせ・申し込み先

石川県消費生活支援センター 学習支援課

〒920-0968 金沢市幸町12-1 石川県幸町庁舎3階

メール seika-ke@pref.ishikawa.lg.jp
ホームページ <https://www.pref.ishikawa.lg.jp/shohicenter/>

【主な業務内容】かしこい消費者塾のご利用案内から申し込みページに進めます。

TEL 076-255-2155

FAX 076-255-2397